## 新潟市民病院ハラスメント防止委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市民病院職員のハラスメント防止に関する要綱(以下「ハラスメント防止要綱」という。)第3条第2項の規定に基づき、新潟市民病院ハラスメント防止委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 苦情相談 (ハラスメント防止要綱第6条第1項に規定する苦情相談をいう。以下同じ。) の事実関係を確認するための調査、対応に係る審議及び関係者への指導に関する事務
  - (2) ハラスメントの防止に係る広報及び研修に関する事務
  - (3) その他ハラスメントの防止及びハラスメントに起因する問題の解決のために必要な事務

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 新潟市病院事業管理者(以下「管理者」という。)が指名する副院長
  - (2) 管理者が指名する部長
  - (3) 事務局長
  - (4) 事務局の課長
  - (5) その他管理者が必要と認める者
- 2 委員会は、男女両性により構成するものとする。

(委員の任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

- 第5条 委員会に、委員長を置き、第3条第1項第1号のうち、管理者が指名する委員を もって充てる。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副委員長)

- 第6条 委員会に、副委員長1人を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (会議の招集等)
- 第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、会議に、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(調査チーム)

- 第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に調査チーム(以下「チーム」という。)を置くことができる。この場合において、チームは、個別の苦情相談ごとに設置するものとする。
- 2 チームは、当該苦情相談に関与した相談員(ハラスメント防止要綱第6条第1項に規 定する相談員をいう。)を含む3人以上の者をもって組織する。
- 3 チームは、当該苦情相談に係るハラスメントの有無について実態を調査し、その結果 を委員会に報告するものとする。
- 4 チームは、次の各号のいずれかに該当したときに解散する。
  - (1) 前項の規定による報告が完了したとき。
  - (2) 委員長がチームの解散を決定したとき。

(意見の具申)

- 第10条 委員長は、必要があると認めるときは、管理者に意見を具申することができる。 (配慮義務)
- 第11条 委員及びチームの構成員は、苦情相談の関係者の名誉、プライバシーその他の 人権を侵害することがないように配慮しなければならない。

(庶務)

第12条 委員会の庶務は、事務局管理課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。